

ガス事業譲渡先選定委員会の設置及び所管事項について

1 委員会の設置について

市は、平成 18 年の「柏崎市ガス事業検討委員会」から「柏崎市の公営ガス事業は民営化することが望ましい」との答申を受け、平成 21 年度の民営化に向け作業を開始しました。しかし、平成 19 年の東日本大震災で災害復旧債を借り入れたために作業を延期しました。

今般、その災害復旧債の借入残額が平成 29 年度末で繰上償還が可能となる見込みとなったため、平成 30 年 4 月の民営化に向けて作業を再開しました。

民営化にあたっては、事業譲渡方式を用いることとし、譲渡後、市はガス事業に参与しない方針です。また、譲渡先の選定にあたっては、事業提案と価格提案を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式を採用することとしています。

選定にあたっては、将来にわたって安全で安定的に経営をしていくことができる最も優れた事業者を公平、公正に選定するため、有識者の皆様より客観的な評価を仰ぐこととし、「柏崎市付属機関等の設置、運営等に関する要綱」に基づき「柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会」(以下、選定委員会)を設置し、譲渡先を選定することとします。

2 所管事項について

委員の皆様には、適切な譲渡先を選定するための募集要項、提案要領、審査基準等を決定いただくとともに、事業者から提出される事業提案書について審査いただきます。

そして、選定委員会の評価により最優秀提案者を選定いただき、この報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定します。

3 情報及び資料の取り扱いについて

委員会での審議内容は、非公開となります。また、配布しました資料のうち「**部外秘**」の表示があるものは取り扱いにご注意願います。

本事業譲渡参加予定の事業者が、委員の皆様にご接触を求めた場合は、事務局へ連絡をお願いします。事務局で対応いたします。